

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
職員の勤務時間・休憩時間 の規程

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 21 年 10 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 3 月 17 日改正

(勤務時間等)

第1条 本条の第2項から第6項を除く職員の勤務時間、休憩時間の割り振りは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。但し、村上市の行政庁舎内に事務所・事業所を置く職員は午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時15分まで。
- (2) 休憩時間 正午から午後1時まで。但し、村上市の行政庁舎内に事務所・事業所を置く職員は正午から午後0時45分まで。

2 ホームヘルパーの勤務時間の割り振りは、は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 早出勤務
勤務時間 午前7時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 通常勤務
勤務時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで
- (3) 遅出勤務
勤務時間 午前10時45分から正午まで及び午後1時から午後7時45分まで

3 デイサービス従事職員の勤務時間の割り振りは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 早出勤務
勤務時間 午前7時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 通常勤務
勤務時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで
- (3) 遅出勤務
勤務時間 午前10時15分から正午まで及び午後1時から午後7時15分まで

4 ボランティア専門員、地域福祉活動コーディネーターの勤務時間の割り振りは、次に掲げるとおりとする。

勤務時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

5 地域福祉活動推進員の勤務時間の割り振りは、次に掲げるとおりとする。

勤務時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

6 訪問入浴事業従事者の勤務時間の割り振りは、次に掲げるとおりとする。

勤務時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

(休憩時間の特例)

第2条 会長は、就業規則第9条3項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 労働基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第112号）による改正前の労働基準法第34条第2項ただし書の規定による許可を受けている場合

(2) その他業務を円滑に遂行するために休憩時間を一斉に与えない必要がある場合

2 会長は、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。

(委 任)

第3条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間・休憩時間に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月17日に改正し、同年4月1日から施行する。